

## 第23期第6回秋田海区漁業調整委員会議事録

### 1 日時・場所

日時：令和7年11月25日（火）午後1時30分～午後2時10分

場所：議会棟2階「特別会議室」

### 2 出席者

#### 委員（定数10名）

船木 律、大竹 敦、工藤 義彦、伊藤 公男、腰山 公正、三浦 清、齊藤 一成、  
鎌田 誠喜、船木 和則（出席9名）

#### 事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：高橋 俊行

事務局：藤田 学、藤原 剛、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：佐藤 滉平、伊藤 雄汰、鈴木 大喜

### 3 議事事項

- (1) まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- (2) 小型いか釣り漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）
- (3) くろまぐろに関する令和7年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）
- (4) その他

### 4 開会

#### ○事務局（藤田）

ただ今より、第23期第6回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。  
事前にご欠席の連絡をいただいた杉本委員1名を除き、出席委員数は9名と過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告いたします。

それでは船木会長から、ご挨拶お願いいたします。

#### ○船木会長

クマの出没、対策で報道が途切れることがありませんが、本県水産業界ではハタハタがクローズアップされる時期に、ご承知のとおり今月11日開催のハタハタ資源対策協議会において今季は漁獲がほぼないという見通しが発表されました。

これを受けて、沿岸漁業では試験的操業をしながら状況に応じて本操業に移行、沖合漁業では他魚種狙いの操業を主とした提案があったようです。

近年の漁獲量の趨勢から冷静に受け止める向きもありますが、多面的な対策が求められてくると思われまます。

さて、本日の議題は先にご案内した諮問事項2件でしたが、急遽審議すべき追加諮問事項1件があり、緊急性があるものとして委員各位の了承を得て上程するものです。円滑な議事運営をお願い申し上げまして、開会に際しての挨拶といたします。

## 5 資料確認

(事務局が資料確認)

## 6 議事録署名委員選出

○船木議長

議事に入る前に議事録署名委員を指名します。

今回は、工藤委員と伊藤委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○工藤委員、伊藤委員

はい。

○船木議長

お二方、よろしくお願いします。

## 7 議題の追加提案

○事務局（藤田）

議事に入る前に、議事の追加について協議をお願いします。

○船木議長

それでは、事務局から提案趣旨等の説明をお願いします。

○事務局（藤田）

規約第7条では「委員会の会議は予め通知した事項に限って決議するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認められた事項についてはこの限りではない。」とされております。

今回、追加提案した議題は、「くろまぐろに関する令和7年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する諮問」であります。これは現在、県北部海域を中心とした豊漁に対して、令和7年管理年度の留保分の取扱に関して諮問するものであり、ご承認いただければ、議題3としてご審議いただきたいと思います。

詳細に関しては、議題としてご審議いただく際、説明いたします。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○船木議長

それではただいまの事務局からの提案について、ご意見等ございませんか。

○委員

(異議なし)

○船木議長

それでは、議題3として、「くろまぐろに関する令和7年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）」を審議します。

○事務局（藤田）

この議題3に関する資料として、資料3「くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）」を配布いたします。

また、修正した次第は別途郵送いたしますので、お手数ですが差し替えをお願いします。

## 8 議事

### 議題1：まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

#### ○船木議長

それでは議事に入ります。

諮問事項「まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について」事務局から説明願います。

#### ○事務局（佐藤）

資料1の1をご覧ください。諮問文を読み上げます。

（諮問文読み上げ）

まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群の令和8年1月1日から始まる、次期管理期間の漁獲可能量についての知事からの諮問です。

参考資料をご覧ください。こちらが農林水産大臣から知事への漁獲可能量の配分通知になります。

都道府県別漁獲可能量は、資源評価の結果を基に、過去3年間の漁獲実績を基準として農林水産大臣が数量を定め、各都道府県別に通知されます。

まあじ及びまいわし対馬暖流系群の知事管理漁獲可能量は、基本シェアがそれぞれまあじが0.47%、まいわしは0.09%であり、全国の上位80%に入らないことから、いずれも現行水準となっており、目安数量として、まあじが689トン、まいわしは326トンと示されています。

かたくちいわし及びうるめいわしにつきましては、都道府県への数量配分は行わず、国全体での一括管理であり、まだステップ1です。そのため、かたくちいわしに関しては15,000トンの内数、うるめいわしに関しては58,000トンの内数となっています。

これをうけた告示案が資料1の2です。ご覧ください。

国からの配分数量を秋田県まあじ漁業、秋田県まいわし対馬暖流系群漁業、秋田県かたくちいわし対馬暖流系群漁業、秋田県うるめいわし対馬暖流系群漁業に配分しております。

これら魚種の直近3年の状況ですが、まあじは令和7年10月末現在254トン、令和6年340トン、令和5年395トン、令和4年305トン、まいわしが令和7年10月末現在6トン、令和6年62トン、令和5年101トン、令和4年10トンです。かたくちいわしとうるめいわしについては、網に入ることはあるのですが、出荷、販売がなかったため、実績はありません。

まあじ、まいわしにつきましては目安数量による管理ですので、超えそうな場合や超えた場合でもペナルティ措置や採捕を制限するようなことはございません。

また、かたくちいわしとうるめいわしについては、まだステップ1ということで具体的な数量は示さず、内数として国で一括管理することとなっています。秋田県はこれまで漁獲があっても水揚げや出荷したという実績がないということで、水産庁から示される秋田県の参考シェアは0%、参考数量0トンという数字になる予定ですが、0だから漁獲できないというわけではなく、取れた分は通常どおりTAC報告をして、今後の管理の参考にするためのデータとして使われていく事になります。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○船木議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

よろしければ事務局から答申案をお願いします。

○事務局(佐藤)

(答申案読み上げ)

○船木議長

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

はい。

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局は手続きをよろしく申し上げます。

## 議題2：小型いか釣り漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について(諮問)

○船木議長

続いて、諮問事項「小型いか釣り漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」事務局から説明願います。

○事務局(鈴木)

事前に送付した資料2の1をご覧ください。諮問文を読み上げます。

(諮問文読み上げ)

小型いか釣り漁業の許可についての諮問です。今回の公示は令和8年度の県外船を対象としたものです。

県外船については、過去の実績を基に、許可方針において許可の上限を300隻以内と設定しております。平成24年に292隻を許可して以降、現在まで減少傾向が続き、令和7年度の許可数は183隻となっており、令和元年度から現在までの許可数を見ても平均で230隻程度となっております。資料2の2をご覧ください。許可又は起業の認可の隻数について事前に関係道県への出漁希望を照会した結果、その数の合計が197隻でした。許可方針で定める300隻以内であることから、要望どおりとしております。これらの隻数については、所属道県でとりまとめた上で申請することとなっているため、隻数超過はないと考えられますが、もし超過した場合は、小型いか釣り漁業の許可の基準により優先順位を付け、告示隻数内の許可にすることとしております。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和8年3月2日から同年4月2日までの1ヶ月間としており、許可の有効期間は令和8年5月1日から令和9年4月30日まで、起業の認可の有効期間は認可の日から10か月を経過した日までとしております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

○船木議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

よろしければ事務局から答申案をお願いします。

○事務局(鈴木)

(答申案読み上げ)

○船木議長

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

はい。

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局は手続きをよろしくをお願いします。

### 議題3：くろまぐろに関する令和7年度における知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)

○船木議長

続いて、諮問事項「くろまぐろに関する令和7年度における知事管理漁獲可能量の変更について」事務局から説明願います。

○事務局(高橋)

資料3をご覧ください。

今回、諮問させていただくのは、特定水産資源「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」で設定した県留保枠を知事管理区分へ配分することについてです。諮問文を読み上げます。

(諮問文読み上げ)

3ページをご覧ください。今回、県留保枠を配分することとなった経緯等について説明いたします。資料一番下の表をご覧ください。小型魚については、県全体の漁獲枠54.2トンに対し、漁獲実績が48.9トン、消化率が約9割に達し、残枠が5.3トンとなっております。大型魚については、漁獲枠57.6トンに対し、漁獲実績が39.8トン、消化率が約7割で残枠が17.8トンとなっております。

地区によっては漁獲がなく、枠の消化が進んでいないところもあり、枠の有効活用のため、10月1日から各地区の残枠を活用した共通枠の設定等、地区枠が上限に達した地域においても引き続き共通枠で漁獲ができるよう調整しておりました。消化率が100%以上となっている地区は、定められた数量を超過した訳ではなく、地区枠が上限に達した後に共通枠を消化したものですので、ルール上問題はありません。

そのような中、資料1の1番上の概要3段落目のおおりに、先週、北部地区から、急激な漁獲の積み上がりがあり、多い日で1日小型魚及び大型魚それぞれ2トンから3トンの漁獲があるため、県留保枠を配分してほしいと要望がありました。

県の資源管理方針第3の規定では、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる知事管理区分の配分量の過不足が、漁業者へ与える影響を緩和するため、配分後、関係団体による要望及び知事管理区分ごとの漁獲可能量の消化状況を踏まえ、数量の融通を可能な範囲で行うこと等が記載されております。

以上のことから、現在の漁獲状況及び県資源管理方針の規定を踏まえ、くろまぐろの漁獲枠について、県留保枠から知事管理区分へ配分することを諮問させていただきます。

なお、今年度の県留保枠の扱いにつきましては、当初、今年発生したくろまぐろ違反事案に関し、本県漁獲枠から差し引かれる数量が発生した場合に、県留保枠を充てる方針でございましたが、現在、捜査を慎重に進めている関係で違反数量、いわゆる未報告数量は確定しておらず、また、今年度中に確定するかどうか不明でありますので、現在の漁獲状況を優先し、県留保枠を知事管理区分へ配分する方針へと変更させていただきました。

漁獲枠からの差し引きについては、本来漁獲していたはずの数量が未利用分として繰越し量に計上され、その結果、本来以上にメリットを受けていた場合等に差し引きが発生すると水産庁から説明されております。従いまして、未報告数量がそのまま差し引き数量になるわけではありません。差し引き数量の具体的に計算方法など水産庁から示されていないことから、当方で計算することはできないことを補足いたします。

配分量については、2の融通内容をご覧ください。今回配分する数量については、県資源管理方針の配分基準を参考にしまして、概ね95%を知事管理区分へ配分し、残り概ね5%を引き続き県留保枠とします。

この計算に基づき、小型魚は県留保枠2.8トンのうち2.6トンを知事管理区分へ、大型魚は県留保枠3.0トンのうち2.8トンを知事管理区分へ配分することとし、県留保枠は小型魚及び大型魚それぞれ0.2トンとなります。この0.2トンについては、集計の誤差などによる超過リスクを踏まえて、配分せずに留保とすることとします。今回、知事管理区分へ配分した数量の地区への配分方法については、これからくろまぐろ協定管理委員会で協議する予定です。

続きまして、前のページに戻りまして2ページをご覧ください。

知事管理漁獲可能量の変更の告示案です。表の左が改正後、右が改正前で、変更部分は下線を引いております。今回の変更は、県全体の漁獲可能量の変更ではないため、表中の枠内、知事管理区分の右側、配分量のみの変更となります。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○船木議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

よろしければ事務局から答申案をお願いします。

○事務局(高橋)

(答申案読み上げ)

○船木議長

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

はい。

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局は手続きをよろしくお願いたします。

#### 議題4：その他

○船木議長

それでは、その他ですが事務局から何かありますか。

○事務局（藤田）  
とくにありません。

○船木議長  
それでは議事については終了します。

## 9 その他

○船木議長  
続きまして、「その他」ですが委員の皆さんから何かありますか。

○大竹委員  
さきほど、くろまぐろの議題が追加でありましたが、違反操業の件について進捗等ありましたら、年内最後の委員会でもありますので、教えていただきたいです。

○事務局（藤田）  
現在、実際に漁獲した者、購入した者等への聴き取りや証拠品を分析しているところです。県警や地検の協力を得ながら慎重に進めていますが、今回の追加議題の説明のとおり、今年度中に数量等を確定させることは厳しいと考えております。

○大竹委員  
承知いたしました。

○船木議長  
他に何かありますか。

○委員  
(発言なし)

## 10 閉会

○船木議長  
それでは第23期第6回秋田海区漁業調整委員会を終了します。